

かわべ

議会だより



川辺西小学校6年生(61名)の、議場見学(3月8日)

平成18年5月18日



第107号

◆ 18年第1回定例会 審議の結果 2 ~ 4

◆ " 議員発議による意見書 4

◆ 一般質問 6人の議員が登壇 5 ~ 12

◆ 編集後記 12

このたびの議員逮捕により、町民の皆様にご迷惑をおかけしていることにつきまして、議会として深くお詫び申し上げます。

この議会だよりは、3月議会の報告であり全ページを予定どおり発行させていただくこととしましたので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

18年第1回定例会

3月定例会 (3月7日~17日まで)

18年度予算総額

69億368万円を可決

一般会計 32億1,400万円 (前年度に対して9.9%の減)

特別会計総額 36億8,968万円 (" 9.3%の減)

本定例会では、人事案件1件、条例案件7件、予算案件16件、契約案件2件、その他の案件5件など31件を審議し、いずれも原案のとおり、可決しました。

また、大脇久男議員ほか4名から「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」が提出され、全会一致で可決しました。
(意見書は4ページに掲載)

人事案件

▲人権擁護委員の推薦

神野喜久代さんは、適任であると答申しました。

中川辺36番地



条例案件

▲収入役事務兼掌条例の制定

18年8月1日以降の収入役の事務は、助役が行うこととするものです。

▲総合計画審議会条例の制定

第4次総合計画の策定にあたり、町長の諮問機関としての設置について必要な事項を定めるもの

です。なお、これまであった、開発審議会設置条例は廃止するものです。

・次に掲げる2件の条例制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

▲国民保護協議会条例の制定

当協議会は、町長の諮問に応じて、町の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議と、国民保護のための措置に関する重要事項に関し、町長に意見を述べることとなっています。

▲国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定

内閣総理大臣からの指定を受けた市町村長は、直ちにその対策本部を設置しなければならないことにより、それぞれの対

策本部に関する組織事項(定数)や招集手続を定めるものです。

両対策本部とも国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどることとなっています。

国民保護法には、

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小限にするため、国・地方公共団体等の責務・避難・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

▲職員の給与に関する条例等の一部改正

主な内容は

町行政改革における人件費削減の観点から、期末手当について、年間0・2カ月分を削減するものです。

また、一般職員の給

料表を平均4・8%マ
イナス改定し、現在の
給料月額に達するまで
の間は、給料月額を保
障するものであり、実
質的に昇級しないこと
としています。

▲福祉医療費助成に關する
条例の一部改正

県の福祉医療制度の見
直しが行われ、町におい
ても所要の改正を行うも
のです。

主な内容は

母子家庭等に対する福
祉医療の対象者に父子家
庭の父および児童を加え
ました。

重度心身障害者(児)お
よび重度心身障害老人に
対する福祉医療の対象者
に精神障害者手帳の1級
と2級を加えました。

入院食事療養費標準負
担額は、助成内容から削
除されました。

▲介護保険条例の一部
改正

18年度から20年度ま
での介護保険事業計画

に基づき、介護保険料
の改正を行うものです。

第1号被保険者の基
準額は、1人1カ月2
400円が3200円
に改正されました。

予 算 案 件

▲17年度一般会計補正
予算(第7号)

2223万4千円を増
額し、総額を3億242
5万4千円としました。

主な内容は

早期退職者のための職
員退職手当組合特別負担
金、N T T無利子貸付金
の償還金を計上すると
もに前年度繰越金を全額
計上しました。

▲17年度国民健康保険
事業特別会計補正予
算(第3号)

135万4千円を減
額し、総額を9億13
54万8千円としました。

主な内容は

本年度分の拠出金の
確定により減額しまし
た。

▲17年度老人保健特別
会計補正予算(第3号)

1億135万7千円を
増額し、総額を11億56
80万円としました。

主な内容は

医療費の決算見込み
において不足が見込まれる
ため増額しました。

▲17年度介護保険特別
会計補正予算(第3号)

25万6千円を増額し、
総額を6億420万9
千円としました。

主な内容は

介護認定申請件数の
増により主治医意見書
作成手数料を増額しま
した。

▲17年度水道事業会計
補正予算(第3号)

夏の猛暑による給水
量の増に伴い、所要額
を計上しました。

18年度 会計別当初予算額

(単位：千円)

会 計	平成18年度予算額	平成17年度予算額	増減率(%)	
一 般 会 計	3,214,000	3,568,000	△ 9.9	
特 別 会 計	国民健康保険事業	904,000	823,000	9.8
	老人保健	1,001,420	1,047,000	△ 4.4
	学校給食共同調理場	51,853	51,568	0.6
	下水道事業	795,400	1,069,000	△ 25.6
	農業集落排水事業	36,000	36,400	△ 1.1
	介護保険	632,640	588,000	7.6
合 計	6,635,313	7,182,968	△ 7.6	
水道事業会計	268,370	455,193	△ 41.0	
總 合 計	6,903,683	7,638,161	△ 9.6	

※新年度予算の詳しい内容は、広報「かわべ」4月号をご覧ください。

▲18年度一般会計予算

▲18年度国民健康保険事
業特別会計予算

▲18年度老人保健特別会
計予算

▲18年度学校給食共同調
理場特別会計予算

▲18年度下水道事業特別
会計予算

▲18年度農業集落排水事
業特別会計予算

▲18年度介護保険特別会
計予算

▲18年度水道事業会計予算

▲17年度一般会計補正予
算(第8号)

1509万1千円を増
額し、総額を3億393
4万5千円としました。

主な内容は

国庫および県補助金の
交付内示があったこと、
ならびに法定外公共物
(赤線)用途廃止に伴い土
地を譲渡することによる
ものです。

契 約 案 件

(消費税相当額加算前の
金額を記載)

▲専決処分の報告

・寺前地内面整備工事請
負変更契約の締結

主な理由

道路改良計画に併せ舗
装構成の変更などによ
る。

115万6千円増額

・森前地内面整備工事請
負変更契約の締結

主な理由

道路管理者(国土交通

省)の指示により舗装復旧面積が増となったため。
190万9千円増額

なお、美濃加茂市・加茂郡7町村分は、次に掲げる審査会に引き継がれます。

その他の案件

▲字名称の変更について

西柘井区域内に存在する飛び地の名称「下川辺字カスゴ」を、「西柘井字カスゴ」に変更するものです。

▲岐阜県市町村職員退職

手当組合理約の一部改正
市町村合併により、当組合の構成市町村および組合議員数を変更するものです。

▲可茂広域行政事務組合

における介護認定審査会に関する事務解消に伴う財産処分について
介護認定審査会事務の2市2郡での共同処理を解消したことにより財産を処分するものです。



▲美濃加茂市・加茂郡7

町村介護認定審査会の共同設置について
美濃加茂市と加茂郡7町村で、介護認定審査会を設置するものです。

▲美濃加茂市・加茂郡7

町村障がい者自立支援認定審査会の共同設置について
障害者自立支援法が4月1日より施行され、障害者福祉サービスを利用する場合、審査会が必要となり1市7町村で設置するものです。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書

道路は、最も重要な生活関連社会資本として、住民の日常生活や経済・社会活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するために、優先的に整備されるべきものである。

本町では、道路整備に対する住民の要望も強く、昨年開通した東海環状自動車道や東海北陸自動車道・中部縦貫自動車道といった高速道路や一般国道、県道等へ接続する道路ネットワークの整備が急務となっている。

しかしながら、長引く不況の影響による税收の落ち込みと、地方交付税の削減により市町村の財政状況は、依然として厳しい状況である。

また、国道41号線に直結する主要地方道等の幅員は狭隘で歩道の未設置箇所も多く、住民を始め通行者の安全確保に支障を来しているのが現状である。

したがって、道路特定財源の地方への配分については、引き続き所要額を確保していただきたい。国においては、構造改革の一環として道路特定財源を一般財源化することを前提に、具体案を作成されることとなっているが、その検討にあたっては、納税者である自動車ユーザーの理解が得られる範囲で、受益者負担という制度の趣旨を踏まえ、必要な道路財源を確保し、遅れている地方の道路整備に支障を来たすことのないよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月17日

岐阜県川辺町議会

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

経済財政担当大臣、衆議院議長、参議院議長

一 般 質 問

そこが聞きたい! 知りたい!

定例会の3月16日、6名の議員が質問に立ち、町政をただしました。質問と答弁の内容は次のとおりです。



安田昌次 議員

文化と情報の拠点としての図書室運営方針は

【安田議員】
図書室は、各種の資料を収集・整理し、利用者が必要とする図書や情報を的確に提供することが本来の姿であり、町民活動を支援するためのセンターとして機能することが望ましいと考えています。しかしながら、本町の財政状況から「人的体制の整備」「図書の購入」には自ずと制約され、厳しい運営が迫られると思います。

今後、将来に向けて図書室の運営方針には指定管理者制度の導入も視野に入れられると思います。が、どのような考えで運営していくのか。

柔軟な運営体制で、住民サービスを優先に考えて

【栗山教育長】
これからの利用状況や住民の要望に應える形での対応、時代に即し、柔軟な運営体制を考えています。常時職員を配備して利用支援を行っていきたいと考えており、図書の充実に関しては、関係住民団体との協議を進めており、また、一般からのリクエストにも対応できるような体制を組んでいます。開設時は約1万冊



新しくなった中央公民館図書室

ですが、本年度を含め5年で収蔵冊数(2万冊)の75%を目指したいと考えています。
指定管理者制度の導入については、図書室は中央公民館の施設の一部であり、公民館には教育委員会在中することから、コストの面や日中の管理が合理的に進行している今、住民サービスを優先に考え、導入にあたっては慎重に対処していきたい。



日下部明伸 議員

農地除外申請受付を年1回から2回に

【日下部議員】

農用地区域内の農地を農地以外に利用する場合は、その農地を農用地区域から除外する手続が必要となりますが、たとえば、この3月に農地転用の意思を決定し、住宅の建設を計画した場合、まず町にその申請をします。が、町は12月の締め切り後に、この3月に申請した件も含め取りまとめて県に送ることとなります。県においては翌年の8月または9月頃に決定が出され、許可となった場合は、その後公示期間をおいて転用の申請へ進みますが3カ月ほどかかります。都合、1年と10カ月、約2年待たなければ

一 般 質 問

ればならないこととなります。この行政改革の時代に旧態依然であり、少し時間がかかりすぎるような気がします。可茂管内の2市1町は、受付の締め切りが年2回となっており、半年ほど早く許可が下りることとなります。

本町も、年1回を年2回にすることは無理であるのか。また、すべてにおいて、その決定に時間がかかるがなぜか。

増やすことは非常に難しい

【高井産業環境課長】

除外申請は、農業振興地域整備計画の変更であり、毎年12月20日を申請期限としています。

「市町村整備計画は、おおむね10年を見通してつくられたものであることから、その変更は原則として年1回とするよう市町村と調整を図るものとする。」という基本的

な考え方が示され、現在年2回の申請書受理を行っている市町は、県の指導により年1回の申請書受理の方向に向かっていきます。このような状況の中、年2回の申請書受理は、非常に難しいことかと思われませんが県に要望します。

住宅誘致条例の制定と広報で町の活性化を

【日下部議員】

美濃加茂市における大手企業の設備投資、関町における自動車部品メーカーの進出の決定、御嵩町における工業団地用地の完売と企業の進出、これらを見ても、この美濃加茂市を中心とする企業の活性化による経済の発展と、雇用の拡大は地域としても喜ばしいことです。

本町においては、このような地域環境の中で町づくりを推し進めて行く

には、「住宅の増加、人口の増加政策による町づくり」を進展する必要があるとあります。幸いにしてわが町にはポートコース場があり、下水道整備も着々と推進され、公園整備なども進み文化学園都市とも言えませんが、住環境の整った町と言えるようになりつつあります。水と緑に囲まれ、41号バイパスが開通すれば、なおさら閑静で便利な住宅街としてのたずみを強くしていくことでしょう。町の活性化は人口の増加、住宅の増加が比例し過疎化は是が非でも止めなければなりません。そのような観点から、住宅誘致の必要性が求められます。

現在の川辺町において企業の誘致による町の活性化は、今後の問題であるとき、住宅建設のきっかけともなる住宅誘致条例の制定と広報が過疎対策や町の活性化につながると思うがどうか。また基本的な町づくりについ

て、どのような考えか。

総合的に検討し、第4次総合計画に反映したい

【古川経営管理課長】

住宅誘致、すなわち人口施策については、さしせまつて重要な課題として真剣に考えていかなければなりません。

人口増加施策は大きく2つに分けられ、一つは転入奨励金や宅地の格安分譲に代表される直接施策であり、これの多くの事例は過疎対策として行われています。一般的には、定住促進政策と言われ、条例化している自治体も少なくありません。

もう一つは、間接的施策であり、目に見えにくいものですが、基本的には行政のすべての施策が人口確保、増加のための間接的な施策と考えるものです。間接施策の中には、企業誘致に代表される職

の創設や道路や下水道の

整備に代表される都市基盤の整備、公営住宅の整備など柱とされる施策もあります。子どもが育てやすさ、老後の過ごしやすさ、ひいては日常生活の暮らしやすさなど、すべてに繋がる施策で、人口確保、増加を懸けて地域間競争をしなければならぬという考え方が、特別な条例は制定しないことが一般的ですが、施策での競争とともにそのPRが重要なことであると認識しています。

本町としては、現状行っている施策に加え、さらに何ができるか、何を行わなければならないのか、直接施策、間接施策を含めて検討を行い、実施し、これを広く世間にPRしていかなければならぬと考えています。なお、この考え方については、川辺町第4次総合計画に反映したいと考えています。

一 般 質 問

財政改革の意識の元に予算編成され たか

【日下部議員】

三位一体による税制改革の名の下による、地方交付税の減額はもろろんのこと、手持ちの基金の取り崩しが出来なくなっている現況において、行財政改革を余儀なくされ17年6月には、非課税世帯の見直し、特別職給与の減額、職員定数の見直し、9月には前納報奨金の廃止、11月臨時会には、職員給与の削減、議会議員の定数の削減、報酬の削減、1月臨時会においては水道料金、ごみ袋の値上げによる各種受益者負担金の見直しなど、第4次行政改革推進協議会の答申にのっとり微に入り細に入り財政改革の名の下に経費の削減と、町民負担の増額を余儀なくされ、今議会に臨んでいます。その中、18年度予算編成にあたり、しっか

りとした財政改革の意識の元に予算編成が行われたのか。例えば教育委員会における予算の内、ゴムボート購入においてはどうしても18年度の購入が必要であるのか。また、中学校、公民館の屋上防水対策はどうしても18年度にやらなくてはならないのか。公民館の耐震調査においては、10年間の管理計画の優先度にとつた事業なのか。また、AEDと言われる心臓に電気ショックを与える機器の購入に関しては、本来ならば住民課保健関係からの予算であるべきが、消防備品購入費として上がって来ていることに対しては腑に落ちない。また、法的に設置が義務付けられてからでも遅くはなく、国県の補助事業でもないのに率先し、単独予算として組むべき

か否かは町の財政を認識した場合には、一般的には普及し使用頻度も検証され、単価に関しても安価になった頃を見計らつてからの導入がこの財源危機の状況の中賢明と考えるがどうか。「爪で拾つて箕でこぼす」の言葉がありますが、18年度の予算に関しては需用費を限りなく削減している割には、工事費などで気前の良い面が前述の事項など多々伺えます。執行に関しては、十分考慮していただきたいと考えますが、どうか。

A-1ドからソフトへ、安心・安全をテーマに編成

【古川経営管理課長】

新年度予算は、ハードからソフトへ、そして安心・安全を一つの大きなテーマに掲げ編成しました。海洋センターのゴムボートについては人命救助用の物で、またAEDも各施設の危機管理を万全に近づけるべく計上したもので人1人の命が掛かっており、災害対策として一刻も早く設置・配置をしたいと考えたものです。なお、AEDの計上科目について、17年度および18年度に購入または購入計画のある管内市町村の予算編成上の科目については大きく2つに分かれ、施設管理として購入する場合は管財、教育委員会関係に生まれ、また本町と同じく危機管理対策として購入する場合は、消防費の災害対策関係で予算組みがされ

ています。本町は、まとめて購入した方がよりメリットが生かせるということからも、災害対策関係に一本化したものです。公民館の耐震調査については、いつ起きてもおかしくないと言われている東海地震への備えとして重要な課題であると認識しています。また、屋上防水対策については、このまま放置すると損傷がひどくなり、さらなる経費の上積みが予想されるため、ぎりぎりの選択として予算化したものです。なお、住民が快適に暮らせる町づくりには常に考慮していく必要があります。道路維持・改良といったインフラ整備についても必要欠くべからざる事業として、常に毎年度の予算編成の大きなテーマとして掲げていきます。執行に関しては、常に不測の情報収集によって、適正な執行に努めていきます。



一 般 質 問



櫻井常雄 議員

川辺町のトップセールスマンとして積極的な活動を

【櫻井議員】

昨今、政府の行政改革、三位一体改革の下、年々地方交付税、補助金などの削減が厳しくなっており、合併等によって地方自治体も半減する中、町長の手腕に期待するところが大きいです。町長は川辺町の顔として、今まで以上に町外へのPR、トップセールスマンとして積極的な活動と、県職員を始め幹部職員と親交を深め、人脈を厚くするよう努めることが大切だと考えます。今後はより印象的な川辺町の顔をPRしないと、取り残された川辺町になってしまうのではな

いかと、憂慮するものです。

川辺町のトップセールスマンとして限られた財源、毎年少なくなる税源をいかに引き寄せるかが町長の大きな仕事ではなからうかと考えるがどうか。

町長としての職務に全身全霊を傾ける覚悟

【佐藤町長】

古田知事や金子一義衆議院議員、渡辺猛之県議のお力をいただきながら、町政推進に全力を傾注したいと考えています。

県関係については、中濃地域の知事代理である振興局長との会合に出席したり、お願いするなど親交を深めています。議員ご指摘のとおり町政を司るためには、国・県の大いなる助力が必要であるのは自明の理であり、町長としての職務に全

身全霊を傾ける覚悟でいます。

勸奨退職者の生活基盤は

【櫻井議員】

第4次行政改革の答申に、58歳以上の勸奨退職の実施事項があります。

今回、行政改革の名の下に、その対象者に退職勸奨をされ、応答されたと聞いています。その勸奨に当たっては、町長として

もたいへん苦しい所があったと私は推察しますが、実際に対象者側から考えてみると、生活基盤そのものをゆるがす一大事です。今後も毎年勸奨退職を予定されていますので、あえて質問します。

①勸奨退職の募集をされる前に、一般退職希望者の募集が出来なかったのかどうか。一般退職であれば離職した後もそれなりの経済基盤の見通しが本人にある

からです。

②勸奨退職対象者には、何時ごろから、その勸奨を始められ、誰が担当して行われたのか。

③勸奨退職対象者に、行革を口実に強引な勸奨を進めたことはないか。

④退職応答者の今後の生活基盤となる再就職先の斡旋、生活の心配などよく考えられて、今後その心配はないと考えているのか。

⑤行政改革には58歳という項目が載っていますが58歳の根拠について、どう考えているのか。

か。また、今後は、他の方法も考えているのか。

退職後の再就職先は不透明な部分が多い

【佐藤町長】

勸奨退職とは、町長等の任命権者が人事管理上の必要性から特定の職員に対して退職を勧め、これに応じた職員が自己の意志により退職すること、対象者は満50歳以上で勤続20年以上の職員です。

希望退職については、2月28日締めきりで募集したところ、今年1名の希望者がありました。また、今回58歳対象者4人について



一 般 質 問

は私自らが昨年12月初旬に行いました。なお、いやしくも圧力を掛けるようなことがあってはならないとの思いから、穏やかに話をした後、ただひたすら彼らの返事を待ち、4人全員から応諾する旨の回答をいただきました。退職後の進路についての相談にのり、一緒に考えさせていただきましたが確約できるものもなく苦しい思いをしました。来年度以降についても、再就職先については不透明な部分があると言わざるを得ません。

定年が60歳から58歳になったわけではないので、拒否する権利も当然あります。その2年間、例えば別の仕事に就きたいということについても、どこまで私が幹旋できるかは限界があり、今回勧奨に応じてくれた職員は、そういったリスクも負いながら、なおかつ勧奨を受け入れてくれたということです。



渡辺芳孝 議員

工場誘致条例の改正を

【渡辺議員】

美濃加茂バイパスが20年から開通することにより東海環状自動車道とのアクセスが飛躍的に向上する中で、川辺町は交通の利便性、人的供給資源、自然環境条件などいづれをとつても企業にとつては魅力ある地域であると思えます。町の活性化および税源かん養のためにも企業誘致を積極的に進める必要性があると考えます。近隣の市・町では条例が改正され、企業誘致に積極的に対応されています。20数年前の時代遅れの条例で、果たして企業誘致競争に参入できるでしょうか。県の本年度当初予算でも企業誘致

について思い切った優遇制度が創設されています。川辺町の町づくり、活性化のために時代に即した条例の改正が必要と考えるがどうか。

条例が適さないという具体的な点を挙げて

【佐藤町長】

昭和60年制定の工場誘致条例は、町内に工場を新設または増設する者に対して、必要な奨励措置を講じ、積極的に産業の振興を促進し、もつて雇用の安定と所得の向上を図ることを目的としています。奨励措置として奨励金の交付、工場敷地の幹旋などを行うことができることになっています。企業誘致は町の増収を図る上で極めて重要であり、本町では平成6年鹿塩工業団地の構想が持ち上がり、その後各種調査を経て県より計画の説明を受けましたが、その後

日本経済が低迷し、近隣工業団地の売れ行き状況や、約8億円の町費負担などを考慮して、事業決定を見送っています。

工場の増設については、操業中の企業からの要望に対し、町としてできる範囲で最大の協力をし、建設が円滑に進むようお手伝いしています。

交通の利便性は企業にとつて魅力あるものと考えますが、本町において現時点では企業誘致の用地を確保していないという現状もあります。

今後、企業進出の話があり、条例が適さないという具体的な点を挙げていただきながら、改正も考慮しつつ誘致できるよう努力します。

医療費助成対象を小学校6年生までに

【渡辺議員】

これからの行政は少子

化対策によって町の優劣が決まる時代であると言つても過言ではないと思えます。魅力あるまちづくりには子育て支援強化が重要であり、医療費の全額無料助成対象年齢小学校就学前までを小学校6年生までに引き上げることができないか。

厳しい財政事情の中、今後検討したい

【佐藤町長】

助成対象年齢を引き上げるとなると、県からの補助のない町の単独事業となり、助成費用さらに医療保険への影響により相当な額の町費が必要となることが想定されます。

少子化対策は非常に重要な課題であり、厳しい財政事情の中で、どういった対策がよいのか、少子化対策をはじめとする他の福祉政策と合わせて、今後検討したい。

一 般 質 問

議会上程した案件の訂正は異常な事態

【渡辺議員】

- ① 土地開発基金条例の一部改正条例案が、議会上程後、訂正された。
 - ② 上程された行政改革に伴う関係条例の整備に関する条例に対し、議員より提出された修正案が議決された。
 - ③ 町民に負担を求める値上げ案が臨時会上程された。
 - ④ 9月議会で、19年度までの個別事業計画、実施計画の原案を仮まとめとして、議会に提出すると回答されたが、まだ提出されていない。
 - ⑤ 18年度・19年度の事業計画、実施計画は議会に報告する必要があるかと考えているのか。
- 以上、右に掲げるような事例は、あまりにも異常な事態だと考えるがどうか。

条文解釈の点で、理解を得るため訂正した

【赤坂助役】

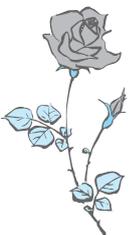
- ① 条文解釈の点で、専門的法的理論のみではなく、広く一般町民の方にも理解していただけるような文言が妥当であると考え訂正させていただきました。
- ② 以前から企画部門が弱いという声も聞こえ、いかにこれを本来あるべき企画部門として実現していくかについて、プロジェクトチームを編成して検討し条例案として提案させていただいたところ修正動議が提出されました。振り返ってみると、必ずしも議会と執行部の共通理解を得る努力が十分されていなかったのではなからうかと反省し、今後はなお一層双方の意思疎通を図りながら進めていくよう努力します。

- ③ 第4次行政改革での答申および中期財政見通しについて説明したとおり、このままで行けば町の財政は破綻するという考えの下、町民の皆様はいくばくかの負担を求めることも止むなしとの結論に至り、先の臨時会で提案し、可決しました。提案までには、3回に渡って全員協議会の場でも熱心に議論していただき、議会および執行部双方了解の下で提案可決していただいたものと考えています。議案可決後は、広報などで町民の皆様にも周知するように対応してまいります。
- ④ 実施計画については、現状では示すまでに至っており、状況についてもお知らせしていません。報告していただくことについて、お詫び申し上げます。実施計画のとりまとめを予定していた11月現在では、三位一体改革について不明確な部分があ

あったことなどにより、新規の事業の立案が困難となり、やむを得ず実施計画の作成作業を中断して、18年度予算の編成作業を優先し歳入の精査とさらなる支出の削減を行い事業費の捻出を図りました。

⑤ 実施計画に代わるものとして「事業計画一覧」を作成するよう担当課に指示したところ、

なお、19年度は三位一体改革の本格初年度に当たり、この影響が計り知れない上に具体的な方策が明らかにされていないため、「事業計画一覧」においても19年度に事業を貼り付けて示すことは今の状況では困難だと考えています。



環境保全のための監視体制はどのよう



佐伯陽子 議員

【佐伯議員】

当町でバイオマスエネルギー利用の施設を建設しようとしている企業が現れました。施設の建設を計画している町内企業では燃料としてどのようなものを使用するのか検証する必要があります。施設の周りには小学校、保育園、養護老人ホームがあり、これらへの影響も心配しています。町内の企業活動は大いに行っていたいただきたいと思うが、環境保全のための監視体制をどのように確立しようとするのか。

一 般 質 問

公害防止協定を締結し監視体制を整える

【高井産業環境課長】

バイオマス発電事業を開始するのは、「川辺バイオマス発電株式会社」です。使用される燃料は木材から生産される木質燃料100%であり、燃焼後燃え殻が少量でまです。排出された燃え殻は全量産業廃棄物として岐阜県知事の許可した廃棄物処理場に送られ、マニフェスト管理表により管理しながら処理されます。当事業は、経済産業省の支援事業であり、重油の使用料を大幅に減らすと同時に排出される二酸化炭素の量を1年で約88%削減します。

建設予定地の開発協議が行われる際、公害監視を盛り込んだ公害防止協定の締結を要望し、監視体制を整えるようにしたい。

商品券発行に代わる方法はないのか

【佐伯議員】

川辺町商品券は、発行から6年になり、町内の小売店主から「商品券は70%ぐらいが大型店舗で使われていて、小売業者にはメリットがない。商品券の発行は考え直す時期に来ているのではないか。」という声を聞きましました。もつと町全体の小売業者に行き渡する方法はないのでしょうか。

商品券のように町民の生活に直接役立つものとして、他町村ではボランティア券というものも発行されています。川辺町も商品券に代わる何か良い方法は。

良い方策があれば取り入れたい

【高井産業環境課長】

商工会商品券は、町内消費を拡大し、地元商業

の活性化を図るために発行されており、プレミアム券について町は180万円補助しています。17年度の商品券について商工会が換金のとめをしたところ34店から換金が来ています。確かに大型店は換金が多いのが見受けられますが、番号チェックから小売り店で使用した券が最終的に大型店に渡り換金されていることも調査されています。これは小売店が商品券で自家用の買い物をしたことの証です。この事業により1910万円の購買流出を避けることができたとともに、商工会組織の活性化が図られたものと考えます。

今後、各種団体において商品券に代わる良い方策があれば、町の活性化のためにも取り入れたいと考えます。



桜井真茂 議員

AEDは本当に必要か無駄のない予算執行を

【桜井議員】

18年度は、情勢厳しいおり、かなり緊縮した予算となつていますが、半自動除細動器(AED)心臓の止まった方に電気ショックを与え蘇生させる器具を6台、190万6千円で購入し、公共施設に設置するようになっていきます。

しかし、昨年、最新器機を備えた高度な救急車が町内に配備され、下川

辺または下麻生へ5分10分で緊急車両が到着するようになつています。この器具を毎年各小中学校および公共施設に順次購入する計画になっていきますが、本当に必要なものだとすれば公共施設のない神坂、下吉田、下飯田：地区は、どうなるのか、町民への平等性に欠けることにならないのか。何千万人の入場者があった愛知万博会場でも、この器具で蘇生された方は数人程度と聞いています。約1万人の人口の町にそのような器具が必要なものでしょうか。また、先の臨時会において町民に公共料金の値上げをお願いしたところであり、無駄のない予算の執行をと思うがどうか。



AED設置状況
(町外の公共施設にて)

一 般 質 問

危機管理対策の一環、行政の責務として設置

【佐藤町長】

病院外でAEDが必要
な状況については、救急
搬送データの解析を基に
算出すると、年間の発生
頻度はおそらく2〜3件
と思われます。

AED半自動除細動器
の購入は危機管理対策の
一環として病院前救護体
制の充実強化を図るた
め、行政の責務として早
期設置を行うものです。
今後全国的に公共施設お
よび民間施設などにも設
置が見込まれると共に、
価格についてもその普及
から安価に購入できるよ
うになり、人命救助の観
点からも、1台税込み31
万5千円という価格は妥
当性のある買い物と認識
しています。
AEDの導入により、
より多くの一般市民が病
院前救護体制に参画する
意識を高める機会と捉

え、1人でも多くの方を
救急隊員に適切に引き継
ぐため、従来の心肺蘇生
法講習会など必要な環境
整備やAEDに関する理
解の促進および普及啓発
を図っていくように考え
ています。なお、実際の
設置に当たっては、執行
の段階でさらに慎重に地
域的にも均等になるよう
よく考え、また議会とも
相談しながら設置計画を
つくりたいと考えていま
す。

側道に標識と街灯 の設置を早急に

【桜井議員】

東海環状自動車道下の
側道と町道0101号線
の交差点に「止まれ」な
どの標識がないため、先
般、出会い頭の事故が2
件連続して発生しまし
た。その交差点にはスポ
ット公園があり、もし
フェンスがなぎ倒され
ると犠牲者が増えるこ
ととなります。

公安委員会及び国 道管理者に要望し ていく

【岩田基盤整備課長】

側道を整備する段階で
国土交通省が公安委員会
に交差点協議を行う際、
交差点での安全をよく考
えて停止線や止まれなど

また、側道と41号線と
のT字路には街灯もな
く、夜間、高架下に側道
への進入口があるのかも
見にくい状況です。
街灯、標識などを早急
に設置する考えは。

の表示を協議の中に盛り
込みましたが、公安委員
会の判断により、現在の
状態で供用されていま
す。さらに必要な安全処
置を取るよう公安委員会
に強く要望していきます。
国道41号線の交差点に
ついては、確かに大きな
交差点であるため、国道
と側道の区分けがわかり
づらく、特に夜間の出入
りには危険が伴うと思わ
れ、道路照明灯が必要と
考えます。町としても、
できるだけ早期に設置で
きるよう、国道管理者に
対し過日要望しました。



国道41号線と町道との交差点(下川辺地内)

編集後記

3月定例会は、次年
度の当初予算を決定す
る最も重要な定例会で
す。

1市7町村との合併
協議会設置請求が否決
され、当面合併の見込
みのない中、町民への
負担増、また歳出の削
減をはかり、新年度予
算は、かつてない厳し
い減額予算となりました。
町民が安全、安心
のできる町づくり、最
小の経費で最大の効果
が発揮できるよう、一
層の努力をしなければ
ならないと考えます。
今後も財政が厳しく
なる中、町民の皆様よ
り、よりよいご意見、
ご感想をお寄せくださ
るよう切望いたしま
す。

(T・S)